

用地取得・物件補償管理システム導入業務委託
公募型プロポーザル審査委員会設置要領

(審査委員会の設置)

第1条 用地取得・物件補償管理システム導入業務委託の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選考するにあたり、その手続きを厳正かつ公平に行うため、用地取得・物件補償管理システム導入業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ別表1に掲げる者を充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、本事業の契約を締結した日までとする。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定方法)

第6条 当該プロポーザルの企画提案書等の審査は、別表2に定める審査項目、評価基準及び配点により行うものとする。

- 2 各審査委員が各審査項目の評価基準により点数を付与し、審査委員ごとの参加者順位を決める。参加者順位1位を最も多く付けた参加者を候補者とする。参加者順位1位が同数の場合は、参加者順位2位を最も多く付けた参加者を候補者とする。以下同数の場合は同様に3位4位と続ける。
- 3 参加者が1事業者のみであっても、提案内容の審査は行う。ただし、全委員の評価点の平均が満点の6割を下回る場合は、不採用とする。

(守秘義務)

第7条 審査委員及び関係者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部建設整備課建設整備担当において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年5月27日から施行する。
- 2 この要領は、契約を締結した日をもって廃止する。

別表 1（第 3 条関係）

役職名	職 名 ・ 所 属
委員長	都市建設部長
副委員長	都市建設部建設整備課長
委員	総務部税務課諸税係長
委員	総務部財産管理課課長補佐
委員	政策部政策経営課企画担当係長
委員	政策部行革デジタル推進課課長補佐
委員	商工観光スポーツ部商工労政課課長補佐
委員	農林部農政課課長補佐
委員	都市建設部維持管理課課長補佐

別表2 (第6条関係)

企画提案書等を特定するための評価基準

評価に当たっては、以下の「評価項目」に基づき、企画提案書の内容及びプレゼンテーションの結果により総合的に判断する。

(別表2)

安曇野市用地取得・物件補償管理システム導入業務委託 プロポーザル評価基準シート

評価項目	配点	評価基準						評価集計		
	200	5	4	3	2	1	0	評価	係数	点数
①事業所に関すること	20									
会社としての信頼性や魅力はあるか	10	非常にある		普通		ほとんどない	なし			
仕様書の内容を十分に理解して提案しているか	10	十分		普通		不十分	なし			
②企画提案内容について	10									
企画内容についてわかりやすい構成となっているか	10	非常に明確		普通		わかりにくい	非常にわかりにくい			
③システムの全体について	50									
システム調達機器及びネットワーク構成が明確になっているか	10	非常に明確		普通		わかりにくい	記載なし			
セキュリティ対策（認証機能・ウィルス対策等）は明確で十分か	10	十分		普通		わかりにくい	記載なし			
システムの導入実績は十分か	20	十分		普通		わかりにくい	記載なし			
使いやすい画面構成（配色・ボタン配置・レイアウト）になっているか	10	十分		普通		わかりにくい	極めて不十分			
④システム機能について	60									
基本機能に仕様書の要件を満たすことを前提に拡張的機能または工夫があるか	10	非常にある		仕様書どおり		不十分	仕様を満たさない			
登録データ関係機能に仕様書の要件を満たすことを前提に拡張的機能または工夫があるか	10	非常にある		仕様書どおり		不十分	仕様を満たさない			
契約関係機能に仕様書の要件を満たすことを前提に拡張的機能または工夫があるか	10	非常にある		仕様書どおり		不十分	仕様を満たさない			
登記関係機能に仕様書の要件を満たすことを前提に拡張的機能または工夫があるか	10	非常にある		仕様書どおり		不十分	仕様を満たさない			
税関係機能に仕様書の要件を満たすことを前提に拡張的機能または工夫があるか	10	非常にある		仕様書どおり		不十分	仕様を満たさない			
集計・検索機能は工夫されており使いやすい設計になっているか	10	十分		普通		不十分	機能なし			
⑤システム保守・運用支援について	30									
システム保守及び保守体制は仕様書どおりか	10	仕様書以上		仕様書どおり		不十分	仕様をみたさない			
制度改正等に伴うシステム改修に関する対応が明確になっているか	10	非常に明確		明確		不明瞭	記載なし			
運用支援（操作説明等）に対する対応が明確になっているか	10	非常に明確		普通		不明瞭	記載なし			
⑥導入について	10									
導入スケジュール（役割分担・作業内容）に合理性があるか	10	非常にある		普通		ほとんどない	記載なし			
⑦見積書について	20									
システム構築費用	15	15点×（最低見積価格／当該見積価格） ※小数点以下四捨五入								
保守費用	5	5点×（最低見積価格／当該見積価格） ※小数点以下四捨五入								